# 水戸藩の地誌における『常陸国風土記』の受容

- 水戸学形成の一側面として ――

橋

雅

本

之

# 水戸藩の地誌における『常陸国風土記』の受容

# ――水戸学形成の一側面として ―

橋 本 雅 之

賀藩から借り受けた写本(以下、加賀本と呼ぶ)の書写に始まる。この加賀本が『常陸』写本の祖本にあたると考えられ るが、残念ながら現在はその存在を確認することができない。また、彰考館で書写された写本とその転写本が複数存在 水戸藩において『常陸国風土記』(以下、『常陸』と略す)が流布するきっかけとなったのは、延宝五年(一六七七)、加

の中に地理的・歴史的資料として引用されていることが確認できる。私が確認した範囲内でいうと、『常陸』の引用が ところで、水戸藩においては、早くから『常陸』に対する関心が深かったようであり、書写のみならず、複数の地誌 していたようであるが、その多くは戦災で焼失している。

確認できるのは、次に挙げる四つの資料である。

小宅生順 (寛永十五年〈一六三八〉~延宝二年〈一六七四〉) 編『古今類聚常陸国誌』 (中山信名写、静嘉堂文庫所蔵本、

数現存)

水戸藩の地誌における『常陸国風土記』の受容(橋

小宮山楓軒 長久保赤水 (明和元年〈一七六四〉~天保十一年〈一八四○〉)編『水府志料』(楓軒自筆本、国会図書館所蔵本、 (享保二年〈一七一七〉~享和元年〈一八〇一〉)編『常陸考』(赤水自筆本、静嘉堂文庫所蔵のみ現存

〈享和二年〈一八〇二〉〜明治十年〈一八七七〉〉編 『鹿嶋志』 (版本、静嘉堂文庫所蔵本のみ現存

かつて秋本吉郎は古風土記の受容について、

北条時鄰

的に行はれてゐたに他ならない。(『風土記の研究』「風土記の伝来」三一九頁 万葉の考究を主対象として、その研究の傍証資料として役立つといふ点に風土記の価値を認め、風土記研究が副位 風土記の近世的研究は、古代官撰地方誌としての風土記の独自の価値本質を認めてのことではなく、神典・国史

と述べ、古風土記は『万葉集』をはじめとする古代資料の傍証として役立つ副位的文書として利用されていたと論じた。

記を中心として考察をしたために、右のような地誌に引用されている古風土記については見落としていたと言わねばな 陸』は、古代の水戸藩領域の地理考証や歴史的事情を確認する主要な資料として取り扱われているのであり、決して副 次的文書として使われているのではない。秋本は『万葉集』の注釈をはじめとする古典文学の資料に引用された古風土 しかしながら、右に挙げた四つの地誌は、水戸藩の風土を地理的・歴史的視点から解説したものである。その中で『常

究に関しては、すでに兼岡理恵の先駆的研究があるが、古風土記研究の中では未開拓の分野として残されている。本稿 は、このような現状に立って、古風土記の受容史研究を進めていくために、まず水戸藩の地誌と『常陸』の関係につい 近世の地誌に引用された古風土記の実態を解明し、それがどのような意味を持っているのかを明らかにする受容史研

て基本的問題の確認を目的とするものである。

さて、そこで最初に挙げた四つの地誌において『常陸』はどのような形で引用されているのかを確認していこう。

## (1) 『古今類聚常陸国誌

この資料と『常陸』 の関係については、すでに兼岡理恵の詳しい考察がある。そこで、それを引用しながら考察を進

めていこう。兼岡は、(注4)

て編纂された藩撰地誌である。(『風土記受容史研究』第二章『常陸国風土記』再発見前夜 二〇九頁) があった。それを示すのが寛文七(一六六七)年成立とされる『古今類聚常陸国誌』である。本書は水戸藩におい

水戸彰考館における『常陸国風土記』書写の背景には、水戸藩内における風土記および地誌に対する関心の高まり

において、 延宝五年に彰考館で書写された『常陸』を見ていない。これについて、瀬谷義彦は『茨城県史料 今類聚常陸国誌』には、<br />
『常陸』の記事が少なからず引用されているが、編者である小宅生順は延宝二年に没しており、 と述べ、当時の藩主であった徳川光圀の元で、地誌編纂に対する関心の高まりがあったことを指摘している。現存の『古 近世地誌編』 の解題

ているから、その増補は生順以外の者の手になったことは明らかである。しかし増補者が誰であるかはわからない。 本書(橋本注、「古今類聚常陸国誌」)は、寛文年間藩主光圀が、儒官の小宅生順に命じて編纂させた「常陸国風土記 .橋本注、奈良時代の風土記ではない)の増補本とみられるが、生順は延宝二年、つまり「古風土記」発見以前に没し

水戸藩の地誌における『常陸国風土記』の受容

(二) 頁)

引用について兼岡は、(注6) と述べており、 「常陸」 の引用は、 小宅生順の没後に第三者によってなされたものと思われる。このような 0)

『古今類聚』が、『常陸国風土記』に限ったこととはいえ、逸文採集をまとまった形で行っていることは、

索の先蹤として重視すべきなのではないか。(兼岡前掲書二一九頁)

なら、 場合、 風土記の利用を、逸文採集と見るかあるいは積極的な根拠資料としての活用と見るかは、今後の古風土記研究において までに発見されていなかった逸文を拾い集めるという意識はほとんどないと考えられるからである。近世期における古 と述べている。ここで兼岡は、逸文採集という立場で『常陸』の本文引用を捉えているが、受容史的な視点から考えた 水戸藩の地誌では、『常陸』そのものを地理的・歴史的考証の根拠として利用しているのであり、そこにはこれ 地誌に利用された古風土記については、従来のように逸文採集という観点は見直すべきではないだろうか。なぜ

庫所蔵)で確認してみると、「建置沿革」の記事に とは注意すべきである。たとえば、中山信名が文化九年十月に岡崎正忠本を書写したという識語をもつ写本 ところで、『古今類聚常陸国誌』に引用された『常陸』をみていくと、少なからず本文を改変したものが見られるこ 重要な問題であると思う。

倭武王【即日本建尊】巡狩東夷国、 以沾御袖、 故名焉 過新治縣、王令国造【蓋今国守】毘那良珠命【五字人名】新堀井得、 傍線は橋本が付した

国誌 とある。傍線を施した部分は、『常陸』の本文とは異なっている。たとえば「倭武王」は、『常陸』では 「倭武王」は恣意的な改変である。このような改変は文化文政期の地誌には見られないものである。 の引用態度は、いまだ文献考証が確立していないことを思わせる内容であり、 『常陸』の資料的価値に関しても

#### (2) 『常陸考』

ずれも見当たらず書写年は不明である。『常陸』の引用は二十例(名称のみの二例を含む)であり、おおむね忠実な引用 れている。これが、『常陸考』に由来するものであるかは未確認であるが、これを含めて、『常陸考』が受容史の上でど された西野宣明の 本として「赤水先生本」の名が記されており、長久保赤水が『常陸』を書写していたことが知られる。天保十年に刊行 のような意味を持っているのかは今後の研究課題である。 西野宣明自筆の「常陸国風土記稿本」(靜嘉堂文庫蔵)のメモ書きの中に、 いと思う。長久保赤水は、水戸の地理学者であり、『大日本史』地理志の編纂に参加している。(『国史大辞典』 吉川弘文館 であるが、部分的に恣意的な改変が見られる。この資料については現時点では調査が進んでおらず、稿を改めて論じた これは長久保赤水が編纂した地誌である。現存本は靜嘉堂文庫が所蔵する自筆写本一本のみである。 『訂正常陸国風土記』(以下、西野版本と略す)頭注には、一箇所ではあるが長久保赤水の説が引用さ 前記延宝五年に書写された加賀本の系統の写 奥書、

— 121 —

### この対所記米』

掲拙稿に記述した内容に従ってまとめると以下のようになる。 地誌の編纂と常陸国風土記」において詳細に論じた。詳しくはそちらを参照して頂きたいと思うが、その調査結果を前 これは小宮山楓軒が編纂した地誌である。この資料に引用された『常陸』については、すでに拙稿「水戸藩における

- 一、『水府志料』は、早くて文化四年(一八〇七)、遅くとも天保二年(一八三一年)に成立し、「西野版本」 にまとまった形で『常陸』を引用した(二十九例)地誌である。 刊行以前
- 二、『水府志料』における『常陸』の引用態度は、 がある。 地理考証を主とし、 古代の文献にその根拠を求めるところに特色

果だということもできるだろう。そして、このような地誌からの版本への逆利用は、次にあげる『鹿嶋志』においても 認められる。 いることである。これは現代風に言えば資料の二次利用に当たると思われるが、『常陸』 ここで注目されるのは、『水附志料』において引用された『常陸』をめぐる考証が、西野版本によって逆利用されて 西野版本の頭注には、『水府志料』の地理考証に依拠したと考えられるものが、少なくとも二例存在する。 の資料的価値が認められた結

### (4)『鹿嶋志』

この資料に引用された『常陸』について検討を加えてみよう。 ている。この資料に寄せた小山田与清の序文によれば、著者の北條時鄰は鹿島神宮の神官であったことが分かる。『常 が、見開きには「北條時鄰著 宮の由来・祭礼・摂社などを記し、さらに多くの図絵を含んでいる。静嘉堂文庫所蔵本には、外題に「鹿嶋志」とある これは北条時鄰が編纂した資料であり、文政六年(一八二三年)に刊行された版本である。袋綴の二冊本で、 の引用は二十一例で、『水府志料』と同じく本文を忠実に引用し、また訓読を施しているところに特徴がある。 鹿島名所図絵」とあり、鹿島神宮を中心としたこの地方の名所旧跡を紹介した内容となっ

さて、この版本に引用された『常陸』

の記事は、この本の主たる内容が鹿嶋神宮の由来・

祭礼および関連する事項を

述べることにあるため、香島郡記事と香島神宮関係の記事に限られているが、 現存 『常陸』 の香島郡記事のほぼ全体に

わたっている。その項目を引用順に挙げてみよう。

鎮座由来 (乾 上巻) 香島天之大神降臨伝承 (香島郡

鎮座由来 乾 上巻

乾

上巻)

大中臣神聞勝命伝承(香島郡)

淡海大津朝時代の造営記事

(香島郡

神宝 (乾 上巻

宮所沿革 神宮造営

乾 上巻

卜氏居所叙景記事(香島郡

崇神天皇時代の奉幣記事(香島郡

沼尾池記事 香島建郡記事 (香島郡 (香島郡

童子女松原伝説 (香島郡) 年別七月造舟奉納記事(香島郡

あいろこいろの神社

(乾

上巻)

(乾

上巻)

沼尾神社 坂戸神社

乾 乾

上巻) 上巻)

年別四月十日卜氏祭宴記事 年別七月造舟奉納記事(香島郡

香島郡風俗説 (香島郡

黒酒白酒祭 御舩祭 手子﨑神社

乾

上巻)

(乾

霰零鹿島

坤

下巻)

下巻) 高松浜記事 (香島郡

角折浜記事

(香島郡

角折浜 高間 の原 坤 坤 下巻

甕山 坤 下巻)

神の池

坤

下巻

晡時臥山伝説 安是湖記事 (香島郡 (那賀郡

水戸藩の地誌における『常陸国風土記』 の受容

潮来村(坤 下巻) 板来村地名起源記事(行方郡)

神領(坤 下巻)

香島建郡記事(香島郡

神領(坤 下巻)

神戸記事(香島郡)

卜部家(坤 下巻)

卜氏居所記事(香島郡

白鳥郷(坤 下巻

白鳥里伝承(香島郡)

められるが、そこに付された訓読は、西野版本以前に付されたものとして注目される。これについては稿を改めて詳し これらの引用に関して注目すべきこととして、原文の引用に加えて本文右に仮名の訓が見られることと、原文の一部 漢字仮名混じりの訓読文として書き下していることを挙げることができる。書き下しに関しては部分的な改変も認

く論じたいと考えているので、ここでは『鹿嶋志』に引用された『常陸』の記事およびそれに関する記述と、西野版本

の頭注にみられる記述との関連について考えてみたいと思う。

嶋志』についても同様のことが言える。その一例を次に挙げてみよう。『鹿嶋志』乾、十九丁表の「沼尾神社」に関す さて、『水府志料』を検討した中でも指摘したように、西野版本には先行する地誌に基づく頭注が存在しているが、『鹿

沼尾村にあり。 祭神経津主大神。風土記に、其社北沼尾池。 古老曰神世自」天流来水沼。所」生蓮根味気太異甘絶

所。有ゝ病食;;此沼蓮;早差験云々。

る記述がある。そこには次のように記されている。

藤原光俊

めぐり侍に沼尾社へ。かの池のことさまいさぎよくみえて。神代に空より水くだりてと思ふもことありがたし。蓮 沼尾の池の玉水神代よりたえぬや深き誓なるらん。 同書に。 此哥は康元元年十一月五日鹿島社にまうでて。次に宮

の生て服するもの不老不死など風土記にみえたるに。今ハなきふることになん侍ける云々。 舊跡のかくたえゆくハ

いと歎かハしきわざになん。

- この記事は
- (1) 神社の所在地
- (2) 祭袖
- (3) 『常陸』の「沼尾池」に関する記事の引用
- (4) 『夫木集』 所載、 藤原光俊の「沼尾池」を詠んだ和歌とその左注の引用
- (5) 感想

嶋志』)と「いさ清く」(『新編国歌大観』)など若干の本文異同はあるが、この歌集から引用したものとみて間違いないだ ろう。ところで、西野版本の十九丁表を見ると「沼尾池」に関する頭注があり、そこには次のように記されている。 いるものである(『新編国歌大観』第二巻、私撰集編、角川書店、一九八四年三月)。それと比較してみると「いさぎよく」(『鹿 の五項目からなっている。(4)の『夫木集』所載の藤原光俊の和歌は、『夫木和歌抄』巻第二十三雑部五に収められて

夫木集有;;藤原光俊歌;其詞云、康元元年十一月五日詣;;鹿島社;其次見沼尾池之蓮風土記所謂不老不死之語今徒

存;;古語;耳絶矣云々

の存在である。そこには、北條時鄰の名前を挙げて次のような短い説明がある。 の記述に基づくものと思われる。このように考える理由の一つは、この記事の直後、二十丁表の「寒田」に関する頭注 西野版本の頭注はすべて漢字で記されており、また北條時鄰の名前も見えていないが、夫木集記事の引用は、

北條時鄰云、寒田今神池是也

水戸藩の地誌における『常陸国風土記』

の受容

しかし、さらに見ていくとこの記事の末尾に二行割注の形で「安是湖」説を訂正する一文がある。それを次に挙げる。 かである。『鹿嶋志』では、この神の池について「安是湖といへる是なり」と述べた直後に風土記の記事を引用している。 『鹿嶋志』坤、十一丁裏から十二丁表にかけて記された「神の池」の記事を参考にしたことが明ら

説を引用した例が他にもあり、これもその一つと認められる。 する夫木和歌抄の引用についても『鹿嶋志』に依拠したと考えていいように思う。西野版本には、名前を明記せずに他 に依ったことは間違いないといってよい。このような例があることを踏まえて考えるならば、先に挙げた「沼尾」に関 この記述からも分かるように、「神池」が「寒田」であるという西野版本の頭注は、 再按上文阿是湖を神池也といへるハ中くに誤にて風土記に寒田池とあるが神池のことなるべくおぼゆ 北條時鄰自身による訂正の割注

ける 係ではなかったように思われる節がある。そこで続いて、『常陸』の受容と水戸学の関係について考えてみたいと思う。 やがて地誌の記事を引用するという形で西野版本に受け継がれていったと言えるのではないだろうか。ここに水戸にお 注に利用していることは注目すべきであり、このことは、文化文政期の地誌編纂に際して、『常陸』が資料として価値が あるという認識の広がりが水戸藩において形成されていたことを示すものだと考えられる。そしてこのような認識が ここに見られるような、『鹿嶋志』および『水府志料』に引用された『常陸』と、それに関する記述を西野版本が頭 受容の特色を見ることができる。と同時に、このような『常陸』に対する関心は、水戸学の形成とも無関

静嘉堂文庫に所蔵されている西野宣明自筆の 「常陸国風土記稿本」と西野版本を確認してみると、そこには水戸藩

Ξ

学者の名前が少なからず出てくる。それを取り出してみると次のようになる。 字下げで記した人物は水戸学における立原派、藤田派に属する人物であることを示す) (立原翠軒と藤田幽谷の、 それぞれの次に一

丸山雲平(明暦三年〈一六五七〉~享保十六年〈一七三一〉)

長久保赤水(享保二年〈一七一七〉~享和元年〈一八〇一〉)

北条時鄰(享和二年〈一八〇二〉~明治十年〈一八七七〉)

立原翠軒(延享元年〈一七四四〉~文政六年〈一八二三〉) 小宮山楓軒(明和元年〈一七六四〉~天保十一年〈一八四〇〉、西野版本序文の寄稿者、立原派

青山延干(安永五年〈一七七六〉~天保十四年〈一八四三〉、立原派)

立原任(天明六年〈一七八六〉~天保十一年〈一八四〇〉、立原翠軒長男の立原杏所、立原派)

藤田幽谷(安永三年〈一七七四〉~文政九年〈一八二六〉)

吉田令世 会沢正志斎(天明二年〈一七八二〉~文久三年〈一八六三〉、西野版本序文の寄稿者、 (寛政三年〈一七九一〉~弘化元年〈一八四四〉、藤田派 藤田派

藤田東湖(文化三年〈一八○六〉~安政二年〈一八五五〉、藤田派)

があり、その中には本文校訂や地理考証を考える上で注目すべきものが少なからず存在する。その他の人々が具体的に どの学者は、水戸学の形成に重要な役割を果たした人たちでもある。小宮山楓軒が書写した『常陸』には随所に書入れ ここに挙げた人々は、『大日本史』編纂の中心的人物である。また、藤田幽谷・東湖父子、青山延干、会沢正志斎な

水戸藩の地誌における『常陸国風土記』の受容(橋本)

このことを一歩進めて考えると、水戸藩では『常陸』が国家制度史や地理的考証の有力な資料として認識されていた可 きたことと、今後の研究課題をまとめておきたいと思う。 されてきた問題であり、今後の重要な研究課題である。本稿は、このような問題を考える上での基礎的作業として、水 どのように『常陸』の書写や注釈に関与していたかを知る資料はあまり残されていないが、会沢正志斎が西野版本に寄 戸藩地誌に引用された『常陸』について概略的な考察をしてきた。最後に、これまでの調査に基づいて明らかになって 能性を強く示唆するものと考えることができる。これは、これまでの古風土記受容史研究や水戸学研究において見過ご せた序文については、彼の代表的著作である『新論』「国体論」で述べている国家制度史と深い関係があると考えられる。

#### 兀

水戸藩では、 江戸時代前期から幕末にかけて断続的に地誌が編纂され ている。

イ それら地誌編纂において、奈良時代に成立した『常陸国風土記』 活用されているものが存在する。 が、水戸藩の歴史・地理考証の有力資料として

ウ、 『常陸国風土記』を地誌に活用した人を見ていくと、大日本史編纂や、水戸学確立に関わった学者が多く含まれ ていることが分かる。

エ、 水戸学の底流には、古代律令制度を積極的に評価する姿勢がみられる(会沢正斎「新論」、 の序文)。 西野版本に寄せた正志斎

オ 地誌に見られる 「常陸」 の引用や西野版本における注釈作業は、 水戸学の形成過程を考える上で注目される。

- カ、 水戸学における国家制度に関する理論の形成を考える上で、西野版本の注釈が果たした役割は小さくないと考え
- 牛 思想史の立場からの水戸学研究では、 Ę 水戸学との関係を視野に入れる必要がある。 地誌を射程に入れる必要があり、 また常陸国風土記の受容史研究において

#### 注

1 飯田瑞穂「『常陸風土記』 の諸本について」、『古代史籍の研究 上 飯田瑞穂著作集2所収、 吉川弘文館刊、 平成十二年

(二〇〇〇年) 五月)。

2 秋本吉郎 『風土記の研究』(ミネルウァ書房刊、 昭和三十八年〈一九六三年〉十月)。

-129 -

3 兼岡理恵 『風土記受容史研究』(笠間書院刊、平成二十年〈二〇〇八年〉二月)。

4 兼岡、 注3著書第二章

5 『茨城県史料 近世地誌編』 (昭和四三年〈一九六八年〉三月)。

6 兼岡、 注3著書第二章

8 7 拙稿 「水戸藩における地誌の編纂と常陸国風土記」(『国語と国文学』第九十七巻十号、令和二年〈二〇二〇年〉十月)。

拙著 『古風土記の研究』 (和泉書院刊、平成十九年〈二○○七年〉一月)第四章所収、「伴信友本書き入れ本の位置」参照

9 橋本雅之「会沢正志斎『新論』と『訂正常陸国風土記』序文‐底流としての水戸学‐」。この題目で、令和二年十一月十四日に 皇學館大学において開催された科学研究費研究報告シンポジウムで口頭発表した。その発表の概要は、 『平成三十年~令和二年度 科学研究費基盤研究(C)研究報告書 水戸学における地誌の注釈と編纂をめぐる基 橋本雅之·兼岡理恵

礎的研究』(令和三年〈二〇二一年〉三月刊、

磯野印刷)の八頁~十二頁において、シンポジウムの口頭発表内容として掲載した。

#### 付記

研究代表者

本稿は、平成三十年~三十二年度科学研究費 基盤研究(C)研究課題「水戸学における地誌の注釈と編纂をめぐる基礎的研究」、 橋本雅之(皇學館大学、常陸国風土記·風土記受容史)·研究分担者

兼岡理恵(千葉大学、風土記受容史)・板東洋

介(皇學館大学、近世倫理思想史)の研究成果の一部である。

— 130 —